

佐世保労働基準監督署発表
令和元年7月11日

担 当	署長	まつうら 松浦 隆徳
	監督課長	なわもと 縄本 裕俊
	電話	0956-24-4161

労働安全衛生法違反事件の送致について

佐世保労働基準監督署は、本日、労働安全衛生法違反の容疑で、法人と同法人の現場責任者を長崎地方検察庁佐世保支部に書類送検した。

記

1 被疑者

- (1) 有限会社糸山ステージ工業（法人）
所在地 佐世保市星和台町
- (2) 被疑者A（男、59歳、現場責任者）

2 事件の概要

被疑者Aは、平成30年10月23日、佐世保市内の造船所構内において、高さが2メートル以上の足場の組立ての作業における足場材の緊結等の作業にあつては、墜落による労働者の危険を防止するため、安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置を講じなければならないのに、その措置を講じなかった疑い。

その結果、同日、被疑者が使用する労働者（男、28歳）が組立て中のつり足場から墜落し、死亡するという労働災害が発生したものの。

3 違反条文

- 労働安全衛生法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生規則第564条第1項第4号（足場の組立て等の作業）
同法第119条第1号（罰則）、同法第122条（両罰規定）

4 参考事項

- (1) 長崎県内では、平成30年に9件の死亡労働災害が発生しているが、そのうち2件が造船業で発生している。県内の造船業における過去3年の労働災害をみると、平成30年54件（うち死亡災害2件）、平成29年63件（うち死亡災害1件）、平成28年57件（死亡災害0件）発生している。佐世保労働基準監督署管内の造船業における労働災害は、平成29年が15件であったのに対し、平成30年は23件に増加しており、平成30年に管内で発生した唯一の死亡災害が本件災害であった。
- (2) このような災害発生状況等を踏まえ、これまでも当署では、造船業の労働災害防止対策に重点的に取り組んできたところであり、今後も死亡労働災害等重篤な労働災害を発生させた事業者に対しては、関係法令に照らし、司法処分も含め厳正に対処していく方針である。

(参考)

労働安全衛生法

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

（第二号及び第三号 略）

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の三第五項、第五十七条の四第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百四条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

（第二号から第四号 略）

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

第五百六十四条 事業者は、つり足場、張出し足場又は高さが二メートル以上の構造の足場の組立、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

（第一号から第三号 略）

四 足場の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること。

イ 幅四十センチメートル以上の作業床を設けること。ただし、当該作業床を設けることが困難なときは、この限りでない。

ロ 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

(第五号 略)

(第二項 略)